

議案第60号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年8月23日

三朝町長 安田 真一郎

平成6年8月23日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和28年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「31人」を「36人」に、「25人」を「30人」に改める。

附 則

この条例は、平成6年9月1日から施行する。